

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	リスクモンスター株式会社
【英訳名】	Riskmonster.com
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤本 太一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番5号 R M Gビル
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長代理 吉田 麻紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番5号 R M Gビル
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長代理 吉田 麻紀
【縦覧に供する場所】	リスクモンスター株式会社大阪支社 (大阪市中央区今橋二丁目5番8号) リスクモンスター株式会社名古屋営業所 (名古屋市中村区名駅四丁目23番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第15回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 当社普通株式1株につき金9円

総額 36,618,300円

ロ 効力発生日

平成27年6月26日（金）

第2号議案 定款一部変更の件

業容拡大への対応、グループ機能の集約による効率的な業務運営の実現や固定費の削減を目的として、本店の所在地を東京都中央区に変更する。

社外役員による効率的かつ実効的な監査・監督体制を実現するとともに、役員体制のスリム化や意思決定の迅速化をはかるため、会社法改正（平成26年6月27日法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社へ移行する。

機動的な資本政策実行のために剰余金の配当等を取締役会の決議により実施するよう剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、菅野健一氏、藤本太一氏及び堀龍兒氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、澁谷修一氏、鈴木龍介氏及び奥村正太郎氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、深谷敏成氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役の報酬額を年額164,000千円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものとする。）に、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額36,000千円以内に、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとする。

第8号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会への委任（買収防衛策の継続）の件

「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」で定める要領により、買収防衛策を継続する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	22,267	134	102	(注)1	可決(95.95%)
第2号議案	22,000	401	102	(注)2	可決(94.80%)
第3号議案				(注)3	
菅野 健一	22,223	178	102		可決(95.76%)
藤本 太一	22,222	179	102		可決(95.75%)
堀 龍兒	21,956	445	102		可決(94.61%)
第4号議案				(注)3	
澁谷 修一	22,200	201	102		可決(95.66%)
鈴木 龍介	21,965	436	102		可決(94.65%)
奥村正太郎	22,204	197	102		可決(95.68%)
第5号議案				(注)3	
深谷 敏成	21,220	1,181	102		可決(91.44%)
第6号議案	21,718	683	102	(注)1	可決(93.58%)
第7号議案	22,162	239	102	(注)1	可決(95.50%)
第8号議案	19,608	1,930	965	(注)1	可決(84.49%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
- 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに事前行使された議決権の数並びに当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上